

(目的)

第 1 条 この基準は、飲用井戸の設置者等が行う自主管理基準及び鎌倉市が行う事項について定めることにより、飲用井戸の衛生を確保することを目的とする。

(対象施設等)

第 2 条 この基準において対象とする施設は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）及び鎌倉市小規模水道及び小規模貯水槽水道に関する条例（平成 24 年鎌倉市条例第 26 号）の適用を受けない飲用井戸とする。ただし、食品営業施設、給食施設、旅館、公衆浴場及びプールに設置されたものを除く。

(定義)

第 3 条 この基準において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「飲用井戸」とは、地下水、表流水又は湧水（以下「地下水等」という。）を水源とする個人用飲用井戸及び業務用飲用井戸をいう。
- (2) 「個人用飲用井戸」とは、専ら一戸の住宅に居住する者に対して、井戸、導管、その他の工作物により飲用水を給水する施設をいう。
- (3) 「業務用飲用井戸」とは、学校、病院、官公庁、店舗、工場その他の事業所等に対して、井戸、導管、その他の工作物により飲用水を給水する施設をいう。
- (4) 「設置者等」とは、飲用井戸の所有権を有する者又は維持管理の責任を有するものをいう。

(自主管理基準等)

第 4 条 鎌倉市は、設置者等に対し、次の各号に掲げる事項について助言するものとする。

- (1) 別表に掲げる飲用井戸自主管理基準（以下「自主管理基準」という。）に基づき、自らの責任において適正な維持管理を行うこと。
- (2) 飲用井戸が汚染されたとき、又はそのおそれがあるときは、速やかに鎌倉市に連絡すること。
- (3) 給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、鎌倉市に連絡するとともに、次の措置を講ずること。
 - ア 利用者に対し、給水を停止した理由の説明を速やかに行い、理解と協力を求める。
 - イ 汚染原因の調査及び除去を速やかに行う。
 - ウ 水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行い、飲用水の安全性を確認してから給水を再開する。

(汚染が判明した場合の措置)

第 5 条 鎌倉市は、前条第 2 号及び第 3 号により、設置者等から連絡を受けた場合又は飲用井戸の汚染を発見した場合は、設置者等が行う汚染原因の調査及び除去に係る助言を行うとともに、必要に応じて、現地調査を行うものとする。

(啓発)

第 6 条 鎌倉市は、自主管理基準の設置者等への周知を図るため、ホームページ等を活用するなどの広報活動を行うなど、飲用井戸の衛生確保に係る啓発に努めるものとする。

(その他)

第 7 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

付 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、令和 2 年 7 月 10 日から施行する。

別表

飲用井戸自主管理基準

給水開始前水質検査	○給水開始前に、給水における全項目水質検査を行い、検査結果を1年間保存する。
塩素消毒	○井戸水の水質検査の結果から判断して、必要に応じて塩素消毒を行う。
清潔の保持	○飲用井戸には、必要に応じて、柵の設置又は施設等及び動物が施設に立ち入って井戸水を汚染するのを防止するための措置を講ずる。 ○飲用井戸の清掃等を行って常に清潔にし、井戸水の汚染防止に努める。
水質検査	○給水栓における水の色、濁り、臭い、味の異常の有無に関する検査を随時行う。 ○給水栓における残留塩素の濃度(0.1mg/L以上)の確認を随時行う。 ○給水栓における定期水質検査を、毎年1回以上行う。 ○給水栓における水に異常を認めたときは、臨時水質検査を速やかに実施する。

※1 「全項目水質検査」とは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項(以下「水質基準項目」という。)についての検査をいう。

2 「定期水質検査」とは、水質基準項目のうち一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度及びトリクロエチレン、テトラクロエチレンその他周辺の水質検査結果から判断して特に必要となる事項についての検査をいう。

3 「臨時水質検査」とは、飲用井戸から給水される水に異常を認めるとき、臨時に行う水質基準項目のうち必要な事項についての検査をいう。